

令和8年度 事業計画書



社会福祉法人
国分寺市社会福祉協議会
～お互いに支え合い 助け合う国分寺をめざして～

— 目 次 —

■ 基本理念

■ 基本方針

■ 重点項目

■ 事業計画

I. 総務課

【1】法人運営係

1. 総務担当 - 3-

2. 貸付担当 - 6-

【2】総合企画係

1. ボランティア活動センター担当 - 8-

2. 介護支援ボランティア担当 -12-

II. 地域福祉課

【1】地域福祉係

1. 地域福祉コーディネーター担当 -14-

2. 自立支援担当 -16-

【2】権利擁護係

1. 権利擁護担当 -20-

III. 法人全体事業

-26-

■ 資料

-28-

- 令和8年度 国分寺市社会福祉協議会 組織図(令和8年4月1日現在)
- 令和8年度 国分寺市社会福祉協議会 主要会議日程
- 問合せ先一覧
- 情報発信一覧

■ 基本理念

～お互いに支え合い 助け合う国分寺をめざして～

■ 基本方針

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、昭和41年に任意団体として設立し、43年に社会福祉法人格を取得して以来、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、常に住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者等との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を構築することを使命とし、その実現に向けて各事業を確実、かつ効果的な展開を図ってまいりました。

令和7年度は、市庁舎の泉町への移転に伴い、5月に本会の一部機能が「いずみプラザ内」に移転し、より一層市との連携・協働が推進されました。しかしながら、東元町の「ボランティア活動センターこくぶんじ」と福祉センター（戸倉）の本部事務所と、拠点が分散されている状況は変わりません。今後の事業展開を踏まえ、より効果的、かつ効率的に取り組むため、拠点の統合について、引き続き検討してまいります。

少子化・高齢化は進んでいくと見込まれており、また、生活課題や福祉ニーズは複雑化・複合化し、様々な困難を抱える方々への新たな対応・支援も求められています。さらに、大規模災害が頻発していることから、災害に備え平時から体制整備を図ることも課題の一つとなっています。

こうした諸課題に対し、本会は多くの市民の皆さまにご参画いただき策定した「第5期国分寺市地域福祉活動計画」の推進に積極的に取り組むとともに、常に地域の実情や住民の多様なニーズを踏まえ、民間団体として迅速かつ柔軟な対応を図っていきます。

また、本会が取り組む各業務が有機的な連携を図ることにより、組織力・総合力を高め、本会が市民の皆さまにとって必要とされる団体として、また、地域福祉の推進役として、その使命を果たすべく、役職員が一丸となり、地域福祉の充実・推進を目指します。

■ 重点項目

1 第5期国分寺市地域福祉活動計画の推進

- ・ 「第5期国分寺市地域福祉活動計画」(2025-2029)に基づく、様々な地域課題への対策としての包括的な支援体制の構築
- ・ 計画の進行管理を行うため、「推進・評価委員会」を設置し、進行管理と評価および計画の見直しに向けての推進

2 課題解決力の強化、包括的な支援体制の構築

- ・ 住民相互の支え合い機能を高めるための「ここねっと」の推進
- ・ 「地域福祉コーディネーター」を中心とした地域や個人へ向けたアウトリーチの視点を持った取り組みの推進
- ・ 重層的支援体制整備事業の推進
- ・ 「地区担当制」「地区担当業務」の推進

3 多様化する福祉活動への対応

- ・ 生活困窮者への支援強化
- ・ ボランティア活動センターの機能充実
- ・ 包括的、横断的なコーディネート機能の実施
- ・ 課題解決に取り組む「担い手」の育成

4 権利擁護に関する取り組みの充実

- ・ 成年後見制度の利用促進(中核機関の推進)と権利擁護機能の充実・強化
- ・ 法人後見業務および法人後見監督業務の充実
- ・ 市民後見人の育成および活躍支援
- ・ 「終活」「身元保証問題」など広義な「権利擁護支援」への取り組みの検討

5 広報・啓発活動の充実

- ・ 社会福祉だより「ふくし」の刷新
- ・ 積極的な SNS の活用

6 持続可能な組織体制の整備

- ・ 新たな財源確保の検討および既存事業の見直し
- ・ 持続可能な組織の運営体制の確立
- ・ 「発展・強化計画」の推進

I. 総務課

【1】 法人運営係

1. 総務担当

(事業の目的)

社会構造の変化や社会認識の変化を意識し、従来の前提に捉われず、幅広い視点に立ち、本会が求められる役割を担うために、理事会等を中心とした法人運営の強化を図る。

(1) 法人運営の強化

項目	内容	求める効果・変更点
① 評議員会の開催	(1) 評議員会の開催(年2回) (2) 評議員選任・解任委員会	○ 法人運営の透明性・公平性の確保。 ○ 意見・助言を事業運営に反映。 ○ 評議員選任・解任委員会を開催する際、公正かつ適正な審議を行う。
② 理事会の開催	(1) 理事会(年4回)	○ 法令・定款に基づく適正運営の確保。 ○ 事業計画・予算の適正な審議。 ○ 事業執行状況の報告・監督。
③ 監査	(1) 監事による監査(年2回)	○ 決算監査:5月 ○ 定時監査:10月

(2) 法人経営の強化

項目	内容	求める効果・変更点
① 適正な財務管理	(1) 予算に基づく執行管理 (2) 月次ごとの収支管理 (3) 運営基金の適正な管理 ・ 社協運営積立金 ・ 地域福祉推進基金 (4) 税務顧問(宮内税理士法人)の設置	○ 安定的・継続的な事業運営。 ○ 各職員、ペーパーレス化を促進し経費の節減を図る。 ○ ガバナンスの強化。
② 発展・強化計画の推進	(1) 発展・強化計画の推進	○ 課長・係長会議で進行管理を行う。 ○ 地域福祉活動計画および地域福祉計画と連携・連動する。

(3) 地域における公益的な取り組み

項目	内容	求める効果・変更点
① 国分寺市社会福祉法人連絡会の推進	(1) 国分寺市法人連絡会への参加、事務局機能を担う。 ・役員会の開催(年3回) ・総会の開催(年1回) ・「福祉のしごと相談・面接会」の開催 ・フードドライブ事業、車いすステーションへの協力	○ 地域公益活動の強化を図る。 ○ 総会時に情報交換の機会を設けることで、法人間の連携を強くし新たな活動展開を目指す。

(4) 事務局機能の強化

項目	内容	求める効果・変更点
① 事務局機能の強化	(1) 事務局組織の円滑な運営 ・議案調整会議の開催(年4回) ・課長・係長会議の開催(毎月) ・正規職員会議の開催(年2回) ・職員プロジェクトの設置 (2) 人材評価の実施	○ 法人全体で取り組む課題に対し、職員プロジェクトを設置する。 ○ 法人全体で地域課題・法人課題に取り組むことによる能力育成向上。人材評価による目標管理・人材育成を図る。 ○ 人材評価の処遇の検討を図る。
② 苦情解決システムの構築	(1) 苦情解決システムの構築 ・苦情解決責任者・担当者の設置 ・第三者委員の設置	

(5) 連絡調整機能の充実・強化

項目	内容	求める効果・変更点
① 自治会・町内会連絡会の開催(市共催)	(1) 自治会・町内会連絡会の開催(年2回) 第1回:5月21日(木)・23日(土) 第2回:10月実施予定	○ 情報提供や情報交換、交流の場となるよう工夫する。
② その他事業	(1) 関係機関・団体の会議等への委員等派遣および協力 (2) 社会福祉士取得コースにおける実習生(ソーシャルワーク実習)の受入れ	

(6) 情報発信

項目	内容	求める効果・変更点
① 社会福祉だより「ふくし」	(1) 社会福祉だより「ふくし」の発行 ○ 発行回数:年3回(5月1日号・11月1日号・令和9年2月1日号)	○ すべての世代に対して情報格差を生まないよう、見やすく、分かりやすい紙面を工夫する。

	○ 発行部数:72,000 部(市内全戸配布)	○ また、随時必要な情報は、Web サイトを活用し情報発信する。
② Web サイトによる情報発信	(1) 公式ホームページの運営 (2) Facebook の運営 (3) Instagram の運営 (4) X の運営	○ 随時必要な情報を提供する。
③ その他	(1) 国分寺市内のイベントへの参加 (2) リーフレット、パンフレットの作成 (3) 社協 PR 動画の作成	○ 本会事業のPRや「ふくすけ」グッズの販売、各担当の専門性を活かした相談ブース設置など、イベントの内容に応じて対応する。

(7) 自主財源の確保

項目	内容	求める効果・変更点
① 会員会費増強運動の実施	(1) 会員会費増強運動の実施 ・増強月間:7月1日～7月31日 (実施目標) 会 員 数:3,000 人 寄付者数:9,000 人 会 費:3,600,000 円 寄 付:1,000,000 円	○ 会員会費や寄付金の用途や効果を広報紙やWebを活用し発信する。 ○ 市内の企業向けに地域貢献を広くPRする。 ○ 口座振替を徐々に定着していく。
② 自主財源の確保	(1) 自主財源の確保 ・「ふれあい募金箱」の設置 ・「社会貢献型自動販売機」の設置 ・社会福祉だより「ふくし」有料広告の掲載 ・「使用済みインクカートリッジ」「不要入れ歯」等の回収	○ キャッシュレス決済の周知。 ○ 新たな財源確保に向けた検討を進める。
③ 共同募金運動の実施	(1) 歳末たすけあい・地域福祉活動募金の実施 ・実施時期:12月1日～12月31日 ・募金目標:4,000,000 円 (2) 赤い羽根共同募金運動の実施 ・実施時期:10月1日～令和9年3月31日 ・募金目標:3,400,000 円 ・東京都共同募金会国分寺地区協会の設置・運営 ・国分寺地区配分推せん委員会の開催(年1回)	○ キャッシュレス決済の周知。 ○ 街頭募金を実施する。 ○ 募金の用途や効果を広報紙やWebを活用し発信する。

④ 財源確保の検討	(1) 企業等協賛事業の検討 本会が取り組むイベントや事業に対し、その方針やコンセプトにご賛同いただける企業・個人等を募る。	○ 長期的な財政基盤の確立を図る。
-----------	---	-------------------

(9)国分寺市との連携・強化

項目	内容	求める効果・変更点
① 国分寺市との連携	(1) 地域共生課との連携	○ 担当課との連携強化。
② 国分寺市敬老会の開催(市共催)	(1) 国分寺市敬老会の開催 ・長寿祝い品の贈呈 ・表敬訪問の実施	○ 市民への周知強化。

2. 貸付担当

(事業の目的)

低所得者世帯、障害者や介護を要する高齢者がいる世帯に対し、資金の貸付とあわせて世帯への継続的な相談支援を行うことにより、その経済的自立および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的として支援を実施する。

また、地域福祉課(地域福祉コーディネーター担当、自立支援担当、権利擁護担当)や民生委員・児童委員等の各関係機関と連携し、生活困窮者の自立の促進を図る。

(1)生活福祉資金の相談・貸付・償還(東京都社会福祉協議会委託事業)

項目	内容	求める効果・変更等
① 生活福祉資金貸付制度の受付業務	(1) 低所得者世帯、障害者や介護を要する高齢者がいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図る。 【資金種類】 生活福祉資金(教育支援資金・福祉資金・緊急小口資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金・要保護不動産担保型生活資金)、臨時特例つなぎ資金	○ 生活困窮者に対し、経済的支援と継続的な相談支援を行うことで、世帯の自立を促すとともに必要に応じて各関係機関へつなぐきっかけとする。
② 特例貸付借受人へのフォローアップ支援(緊急小口資金・総合支援資金)	(1) フォローアップ支援 新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業などによる「特例貸付」の借受人世帯へ、自立相談支援機関と連携し償還および生活再建に向けた積極的なフォローアップ支援を図る。 【基本事業】	○ 長期にわたる償還期間の間、借受人世帯からの償還に関する相談に加えて、複合的な課題に対する相談を受けることで、世帯の経済的自立につなげる。また必要に応じて各関係機関へつなげる。

	・償還猶予や少額返済に関する相談支援 【任意事業】 ・長期滞納者を対象とした訪問調査 ・償還免除者を対象とした情報提供 ・郵送や架電などによる生活状況の確認	
③ 広報・普及啓発活動	(1) 社会福祉だより「ふくし」およびホームページに掲載する他、民生委員・児童委員や各関係機関と連携し、本事業への啓発を図る。	○ 各広報媒体を活用する他、関係機関への事業説明を行い、事業の効果的な周知を図る。

(2) 独自事業

項目	内容	求める効果・変更等
① 応急援護資金貸付事業	(1) 法外援護として、生活困窮者を対象に、生計を立てるために必要な緊急の生活費の貸付を行う。 【貸付限度額: 50,000 円】	○ 世帯の経済的安定を図るため、一時的な経済的困窮に対応できるよう貸付を実施する。
② 緊急援護費等貸付事業	(1) 住所不定者等に対し、交通費の貸付を行う。 【貸付限度額: 500 円】	○ 世帯の経済的安定を図るため、一時的な経済的困窮に対応できるよう貸付を実施する。

(3) 他機関・他部署との連携

項目	内容	求める効果・変更等
① 自立生活サポートセンターこくぶんじ(自立相談支援機関)との連携	(1) 相談者および借受人の自立に向けて、「自立生活サポートセンターこくぶんじ」と連携を図り、世帯の生活再建を目指して総合的な支援を行う。また、特例貸付借受人へのフォローアップ支援においても、償還猶予にかかる相談支援や長期滞納者を対象とした訪問調査など連携して実施する。 (2) 担当者会議の開催(隔月1回)	○ 償還に関する支援とあわせて生活上の困りごとを伺い必要な支援へつなげることで、世帯の自立の促進を図る。 ○ 定期的に会議の場を設けて顔の見える関係性づくりや連携しやすい環境づくりに取り組む。
② 他機関との連携	(1) 北多摩西部ブロック内の社協と情報共有を行うために、担当者会議に出席する(年1回)。さらに上部組織として、都内社協各ブロック幹事による東京都社会福祉協議会・生活福祉資金業務研究会に職員を派遣する。	○ 近隣市の貸付の動向や支援状況を把握し、情報共有を図るとともに参考となる他市の取り組みを取り入れる。

【2】総合企画係

1. ボランティア活動センター担当

(事業の目的)

ボランティア活動や市民活動・まちづくりに関する総合の相談窓口、情報の発信、活動の拠点などさまざまな機能があり、ボランティアをしたい人(団体)と、してほしい人(団体)のコーディネートを行う。

市民、特に若い世代のボランティアや地域活動の増加を目指し、ボランティア活動センター(略称:ボラセン)の機能を周知し、活用いただくことで市民活動や地域活動の活性化を図る。

(1) ボランティア・市民活動の推進

項目	内容	求める効果・変更点
①「ボランティア活動センターこくぶんじ」の運営	(1) ボランティア活動センターこくぶんじ運営ビジョン(2024~2028)の実行 (2) ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会の開催(年6回) (3) ボランティア・市民活動相談の実施・来所、訪問、電話、メール等により実施	○ ボランティア・市民活動団体に対し、活動や組織運営等について支援する。 ○ (1)の運営ビジョンについて、中間段階で効果測定を行い、必要に応じて見直し・改善を行いながら事業を進めていく。 ○ 相談業務における情報管理のデジタル化を進め、業務の効率化と質の向上を図るよう支援する。
②「団体登録制度」の実施	(1) 団体登録制度の実施 (2) 登録団体連絡会の開催(年2回) 実施予定:6月18日(木) 令和9年2月4日(木) (3) いきいきふれあいサロン活動・立ち上げ支援	○ ボランティア・市民活動団体の相互の情報交換や協力・連携を推進し、各団体の活動がより効果的に展開する。 ○ 登録団体連絡会の充実を図ることで、団体同士の情報共有や連携が進み、活動の質の向上につながる。
③「ここねっと推進助成事業」の実施	(1) ここねっと推進助成事業の実施 対象:登録団体 助成内容:事業に要する経費等 募集:年2回(前期・後期) (2)「助成金審査会」の開催(年2回)	○ 令和7年度に要綱・様式の一部を改正したため、申請しやすい環境を整え、新規の利用団体の増加に資する。
④ 貸出事業	(1) 会議室、地域ふれあい備品の貸出事業の実施 対象:会員会費への協力団体(登録団体、自治会・町内会、老人クラブ、社協団体会員等) 利用料:上記団体は無料	○ メンテナンスや管理にかかる費用負担を踏まえ新規購入等を行い、備品の持続可能な管理・運用につながる。

	(2) 車いす貸出事業の実施(無料) 貸出期間:1か月	○ 利用実態に即した設置により、 車いす貸出しの利便性向上に 資する。
⑤ 貸出用車いすの整備	(1) 車いす整備ボランティア活動の実施(月2回) (2) 車いす整備ボランティアとの懇談会の実施(年1回)	○ 継続的な活動基盤が確立され、 安定的な車いす貸出体制の維持 につながる。

(2) 広報活動事業(情報収集・発信)

項目	内容	求める効果・変更点
① ボランティア・市民活動の情報提供	(1) 「ボランティア活動センターこくぶんじだより」の発行 ○ 発行回数:年2回(5月1日号・令和9年2月1日号) ○ 発行部数:72,000部(市内全戸配布) (2) 「ようこそボランティアの家へ」の発行 発行部数:800部	○ 社会福祉だより「ふくし」の紙面の一部を活用することで、必要な情報が届きやすくなり、事業への参加促進につながる。 ○ 冊子の構成を見直し、事業内容と登録団体紹介を分けて発行することで、情報の整理と継続的な活用しやすさの向上を図る。
② ロゴマークの活用	(1) 「ロゴマーク」の活用  ボランティア活動センター こくぶんじ	・ 積極的に活用することで、vcの存在や役割を地域に知ってもらうきっかけ。

(3) 研修・講座等によるボランティア活動の普及・推進

項目	内容	求める効果・変更点
① 体験ボランティア事業の実施	(1) 2026夏体験ボランティアの実施 実施期間:7月～8月 対象:学生を中心に、ボランティア活動に興味はあるが、始める方法が分からず一歩が踏み出せない方など 参加者説明会:7月5日(日) 参加者振り返り会:8月28日(金) (2) 「ふくし体験プログラム」の実施 対象:市内小中学校、自治会・町内会、老人クラブ、企業など 小・中学校の総合的学習の実施にあた	○ ボランティア活動の機会を提供することで、自分や家族が住んでいる地域社会や福祉への理解と関心を高める。 ○ 地域との関わりを通じて社会参加への意識を育み、継続的な地域活動やボランティア活動への参加意欲の向上を図る。 ○ 意向調査を行うことで、実施協力団体や学校との話し合いが進めやすくなり、学びにあった形での協力や連携を進めるこ

	り、学習内容や実施時期について各学校へ事前に意向調査を行う。	とができる。 ○ 協力団体・協力者等の協力を得て、プログラムを実施し、当事者の理解を深める。 ○ 新たな協力団体や協力者を募る取り組みを行い、学校と地域が顔の見える関係を築き、事業を支えるつながりを広げていく。
②「ボランティア講座」の開催	(1)「ボランティア講座」の開催 ① ボランティア入門講座(5月) ② 学校や団体等での福祉体験サポートボランティア養成講座(9月) (2)「見守り訪問事業意見交換会」の開催(10月)	○ 意見交換会の実施とフォローアップ体制の構築により新たな担い手の確保および活動の定着が期待される。 ○ ボランティア活動への興味・関心を高め、参加のきっかけづくりにつながる。 ○ (1)-①は、介護支援ボランティア講演会と同時開催する。

(4)「地域支え合い活動(見守り・声かけ活動)」の推進

項目	内容	求める効果・変更点
①「地域支え合い活動(見守り・声かけ活動)」の推進	(1)「地域支え合い活動」の推進 地域活動のはじめの一步として、お互いに「見守り・見守られる」関係であることを意識した「地域支え合い活動」を推進する。 (2) 黄色い腕章の貸出 ・登録者の活動状況について実態調査を行う。 ・市防犯担当と情報共有を行う。	○ 地域で行われている活動の状況を把握し、現状や課題を共有することができる。 ○ 地域の実情に合った防犯や見守りの取り組みにつなげる。

(5)「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施

項目	内容	求める効果・変更点
①「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施	(1)「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施(市内10地区) (2)「地域交流会連絡員会議」の開催(年2回) 実施予定:①4月17日(金) ②令和9年3月23日(火)	○ 利用者やボランティアのニーズに合った、より効果的で無理のない事業運営につながる。 ○ 限られた資源を有効に活用しながら、多様な活動団体の参画が進めることができる。

	(3) 懇談会の実施 実施内容の見直しを図るために、関係者で話し合いを実施する。	
--	---	--

(6)「見守り訪問事業」の実施

項目	内容	求める効果・変更点
① 「見守り訪問事業」の実施	(1) 見守り訪問事業の実施 ひとり暮らしや日中独居の高齢者、その他高齢者に限らず見守りを必要とする方のご自宅を、見守りサポーター(ボランティア)が訪問する。 (活動内容) 話し相手を基本に、囲碁・将棋・趣味活動の相手、外出(散歩・買い物等)の付き添いなど (2) 活動者のフォローアップ・人材確保	○ 孤立・孤独の防止を図る。 ○ 見守りサポーターが安心して活動できる環境を整えることで、活動者の増員につながる。 ○ 利用者との適切なマッチングが進み、事業の利用促進に資する。

(7)「生活応援事業」の実施

項目	内容	求める効果・変更点
① 生活応援事業の実施(自立生活サポートセンターとの協働事業)	(1) 生活応援事業の実施(第3金曜日) 対象:生活にお困りの方 内容:食品詰め合わせの無料配付 備考:事前申込 先着順 50 世帯 (2) 暮らしの相談会の実施 生活応援事業の利用に合わせて自立生活サポートセンターによる相談 (3) フードドライブの実施 ① 市民等への協力周知 ② 市内企業や団体等との連携 ③ 多世代食堂への配付会	○ 令和8年度は、6月に開始し偶数月で実施をする。 ○ 自立生活サポートセンターとの協働により実施する。 ○ 運営団体の負担軽減と活動の継続性向上を図る。 ○ 食を通じた交流の場を支えることで、地域の居場所づくりの充実につながる。

(8)災害に備えた取り組み

項目	内容	求める効果・変更点
① 災害ボランティアセンター	(1)「災害ボランティアセンター運営マニュアル」の改定 (2)「災害ボランティアセンター」設置・運営訓練の実施 (3)資機材の整備	○ 現状や課題に即した実践的な運営体制の整備が図られる。 ○ 設置訓練を通じて、関係者の役割理解が深まり、初動対応力の向上につながる。

	(4)「災害支援ボランティア登録制度」の実施 ① 災害ボランティア養成講座 実施予定:6月中旬	○ 災害時に活動できる人材確保と、円滑なセンター運営の基盤づくりが進む。 ○ 平時からの備えにより、災害発生時の迅速かつ安定したボランティア受け入れ態勢の構築が進む。
--	---	--

(9)その他

項目	内容	求める効果・変更点
① 学生ボランティア等支援	(1) 早稲田実業学校(中等部1年生)への支援 ① 講演会の開催 ② ボランティア活動コーディネート ③ 早稲田事業学校生徒会との連携 (2) 東京経済大学への支援 ① インターンシップの受入れ ② ボランティアサークル「Clover(クローバー)」との連携 ③ 地域連携センターとの連携 (3) その他学生の支援 ① 近隣市の大学等へ働きかけ ② 学校地域連携	○ 学生の社会参加意識や実践力の向上につながる。 ○ 地域活動の活性化の促進。 ○ 学校と地域の相互理解の促進と地域の連携の定着を図る。
② 通年受付の自宅でできるボランティアの実施	(1) 不要になった本・CD・DVD・BD等の回収 (2) ウェス作成	○ 通年での継続的な参加が可能となる。 ○ 活動のしやすさからボランティア参加の裾野が広がる。

2. 介護支援ボランティア担当

市内在住で65歳以上の方が、市内の登録されている介護保険施設等でのボランティア活動を通して地域貢献することを推奨および支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の実現、生きがいづくりの促進を目的として実施する。(国分寺市元気高齢者地域活躍推進事業 国分寺市委託事業)

項目	内容	求める効果・変更点
① 介護支援ボランティア事業の実施	(1) 広報活動(チラシ・SNS等の活用) (2) 新規登録者説明会の開催 ① 講演会 実施予定:5月29日(金) ② 団体向けに出張説明会	○ 安心して活動できる環境づくりを行うことで、新規参加を促進される。 ○ 新規参加者層の拡大が進む。 ○ 高齢者の社会参加の機会が広がる。

	実施予定:4月、5月 (その他の月は随時) ③ 説明会 実施予定:7月、9月、11月 ④ 交流会の実施 実施予定:令和9年3月 (3) 登録者への活動支援 ① 受け入れ施設紹介 ② 活動場所とのコーディネート (4) 介護支援ボランティアスタンプ手帳の発行 (5) ボランティア保険への加入 (6) 交付金の交付 (7) 担当課との協議(年2回)	り、生きがいや役割意識の向上につながる。
② 施設・ボランティアの相談受付	(1) 介護支援ボランティアおよび受け入れ施設等の相談対応	○ 不安や課題の解消。 ○ 活動上の課題を早期に把握し、円滑な活動につなげる。
③ 受入れ先の確保	(1) 受入施設(継続)の支援 ① 募集活動内容の確認および調整 ② 意見交換会の実施 ③ 定期的なフォロー (2) 新規受入施設の確保	○ 受け入れ時の課題・早期解消不安軽減と継続的な受け入れの促進。

Ⅱ. 地域福祉課

【1】地域福祉係

1. 地域福祉コーディネーター担当

(事業の目的)

生活する上でどこに相談したらよいか分からない困りごとや地域で気になることなど幅広い相談に対応する個別支援と、地域活動の立ち上げや運営に関する相談などに対応する地域支援を一体的に行い、市および支援関係機関、ボランティア等と連携し包括的な支援体制の構築を目指す。(国分寺市委託事業)

(1) 総合相談支援業務

(2) 継続的・専門的な相談支援業務

項目	内容	求める効果・変更点
① 総合相談	(1) 総合相談の実施 ・地域におけるあらゆる相談に幅広く対応し、世帯全体やその取り巻く環境を含め、支援を行う。 ・様々な手段による相談の実施 実施方法: 来所・電話・訪問・メール等	○ どこに相談したらよいか分からない相談を受け止め、必要な支援関係機関等につなぐ等の支援を行う。 ○ 様々な手段で対応し、的確な状況把握を行う。専門的・継続的な関与又は、緊急対応の必要性を判断する。
② 丸っとふくまど (福祉の総合相談窓口)	(1) 市役所2階 地域共生推進課窓口 日時: 毎週水曜日 午前9時～午後5時 (2) 出張丸っとふくまど(月2回程度) (3) 臨時出張丸っとふくまど(年3回)	○ 相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、支援関係機関と連携を図り支援に取り組む。 ○ 出張福祉の総合相談窓口の実施回数を増やす。

(3) 地域におけるネットワークの構築

項目	内容	求める効果・変更点
① 他分野との連携	(1) 教育分野の支援関係機関と連携 (2) 動物・環境分野の支援関係機関と連携	○ 不登校の子どもやその親のサポートができる居場所づくりに向けた体制を構築する。 ○ 動物・環境分野に関わる地域状況やニーズを把握し、支援関係機関や地域活動とのネットワークを構築する。
② コーディネーター連絡会	(1) コーディネーター連絡会の開催 実施予定: 6月	○ 支援関係機関同士の顔の見える関係づくりを行い、円滑な連携を行う。また、名称を見直し、幅広い支援関係機関の参加を促す。

③ 民生委員・児童委員との地区懇談会	(1) 民生委員・児童委員と顔の見える関係をつくり、連携強化を図る。 実施予定:11月	○ それぞれの取り組みを理解し合い、相互に協力し合える関係性をつくる。
④ 様々な関係機関の会議や地域活動への参加	(1) 様々な支援関係機関の会議や地域活動等に参加し、ネットワークづくりと、地域状況やニーズを把握する。	○ 関係機関や地域活動とのネットワークづくりと、地域状況やニーズを把握する。
⑤ 社会資源の把握	(1) 地域アセスメントの実施、地域アセスメントシートの更新をする。	○ 社会資源を把握・整理することで、不足しているニーズと資源開発につなげる。

(4) 多機関協働事業等

項目	内容	求める効果・変更点
① 多機関協働事業	(1) 支援会議への参加 (2) 重層的支援会議への参加 複雑化・複合化した支援ニーズがある事例について支援プランの策定を行う。 (3) 社会資源の開発に向けた検討を行う。	○ 行政や支援関係機関等が連携し、包括的な支援体制の構築をする。
② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	(1) 支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。	○ 本人と信頼関係を形成し、関係性をつくる。
③ 参加支援事業	(1) 本人のニーズを把握し、既存の社会資源に働きかけ、本人のニーズや状態にあった社会参加を支援する。 (2) 自立生活サポートセンターとの連携 (3) 社会福祉法人連絡会との連携・強化	○ 社会参加できる場を増やし、本人が身近な地域で社会参加できる。 ○ 市内の企業とも連携を図る。

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

項目	内容	求める効果・変更点
① 重層的支援体制整備事業講演会	(1) 市民・支援関係機関等へ重層的支援事業の周知を行う。 実施予定:令和9年2月	○ 事業の周知および支援関係機関との連携強化を図る。
② 団体支援	(1) 地域団体への立ち上げ、運営支援等の必要な支援を行う。	○ 地域における共助の取り組みを活性化する。

(6) 地域福祉コーディネーターの活動内容周知業務

項目	内容	求める効果・変更点
① 公民館まつりへ	(1) 本多公民館新緑まつりへの参加	○ 地域の身近なイベントに参加し、

の参加	実施予定:5月 (2) ひかり公民館まつりへの参加 実施予定:10月	本事業の周知につなげ、地域活動や関係機関との連携につなげる。
② 関係機関への事業説明	(1) 各関係機関事務所に外向き、事業説明を行う。	○ 本事業の理解を深め、包括的な支援体制の構築につなげる。
③ 広報活動	(1) SNS の活用 (2) パンフレットや広報誌による周知 ・パンフレットの配布 ・市報の折り込み (3) 丸っとふくまどの周知 (4) 地域福祉コーディネーター活動報告書の作成(令和6年～令和8年)	○ 地域福祉コーディネーターの支援内容や役割等を理解してもらい、相談や連携につなげる。 ○ 丸っとふくまどのキャラクターを活用する。

(7) 研修等の受講

項目	内容	求める効果・変更点
① スーパービジョンの実施	(1) スーパーバイザー(SV)の配置 SV:武蔵野大学 熊田博喜 教授 (2) スーパービジョンの実施(年5回) 実施予定:4月、5月、8月、10月、令和9年1月	○ 地域福祉コーディネーターの実践力の向上等を図る。
② 研修や勉強会等の参加	(1) 業務を遂行するための各種研修や地域ごとに開催される勉強会等に参加する。	○ 専門職としての知識や情報を取得し、専門性を向上する。

2. 自立支援担当

(事業の目的)

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な問題などを抱えた市民を対象に、専門の相談員が継続的かつ包括的な支援を実施し、生活困窮者の自立と尊厳の確保を目指す。

また、関係機関との連携や社会資源の把握や開発、市民への啓発を行い、誰もが孤立しない地域づくりを目指す。(国分寺市委託事業)

(1) 自立生活サポートセンターの運営

(2) 生活困窮者自立支援事業 個別の相談支援

項目	内容	求める効果・変更等
① 自立相談支援事業(必須)	(1) 経済的な問題に関する総合相談窓口 お金や仕事、生活などに関する総合的な相談を受ける。 (2) 個別支援計画(プラン)の作成	(目標値) ○ 新規相談件数:420件 ○ プラン作成件数:160件

	課題解決のため、相談者とともに個別支援計画(プラン)を作成し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。	
② 住居確保給付金 (必須)	(1) 住居確保給付金(家賃)の支給 離職や減収等により住宅を喪失又は喪失するおそれのある方を対象に、就職活動の実施などを条件に有期で家賃相当分(上限あり)を支給する(支給決定は国分寺市が行う)。 (2) 住居確保給付金(転居費用)の支給 収入が著しく減少し経済的に困窮している方を対象に、家計改善支援事業において転居によって家計改善が認められることなどを要件として転居費用(上限あり)を支給する(支給決定は国分寺市が行う)。	○ 就職活動中の住まいの安定を図る。 ○ 転居により家計全体の支出を削減し、経済的困窮状態から脱することを旨とする。
③ 就労準備支援事業(任意)	(1) プログラムの作成 日常生活自立や社会自立など、就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の基礎能力の形成に向けて、個々に合わせて支援プログラムを作成する。 例)生活リズムを作る練習、簡単な軽作業、運動、コミュニケーション等 (2) 「ちよいジョブ」の開催(月1回程度) 軽作業による就労体験やコミュニケーションを取る機会を提供する。	○ 活動に参加し、就労体験や社会参加を行うことにより、就労に向けた準備や必要な知識、技術を身につける。 ○ 社会資源を活用・開発することにより、多様な対象者に合わせたオーダーメイドの支援を旨とする。 ○ 令和8年度より生活保護受給者(特定被保護者)の受入も開始し、生活福祉課の就労支援員との連携を図っていく。
④ 家計改善支援事業(任意)	(1) 家計状況の「見える化」を通じて、自ら家計を管理できるように支援を行う。 (2) 利用できる制度や関係機関の紹介、専門窓口での債務整理、貸付のあっせんを行い、生活改善に向けた支援を行う。	○ 家計の状況を本人が把握し、自ら家計管理ができるようになることを旨とする。
⑤ 子どもの学習・生活支援事業 (任意)	(1) 無料学習塾の実施 経済的困窮などにより子どもの学習環境を整えることが困難な世帯を対象に、無料学習塾を開催する。	○ 子どもの学習習慣の獲得、社会的な居場所づくり、社会性の向上を旨とする。 ○ 世帯全体の支援を通じて「貧困

	【対象】小学3年生から中学3年生(通塾者は高校進学後も利用可能) 【開催日】水・木・土曜日 【場所】市内3カ所(戸倉、本町、西町) ※受託事業者:「特定非営利活動法人一粒の麦」 (2) 世帯全体の支援 保護者との定期面談を行い、進路や養育などに関する世帯全体の支援を行う。 (3) 学習担当者会議(月1回)	の連鎖」を防止し、安全・安心に暮らせる地域づくりを目指す。 ○ 関係機関との会議を通じて事業の円滑な実施を図る。 (目標値) ○ 事業利用者数:45 人
⑥ 職員の資質向上	(1) 各種研修会への参加促進	○ 知識のアップデートと相談援助技術を向上させ、職員の専門性を担保するため計画的に研修に参加する。

(3) 生活困窮者自立支援事業 生活困窮者支援を通じた地域づくり

項目	内容	求める効果・変更等
① 社会資源の活用	(1) 社会資源の把握 地域の社会資源を把握し、活用する。 (2) 社会資源の開発 既存の社会資源を把握し、不足している社会資源の開発を行う。	○ 地域の多様な社会資源を活用し、本人のニーズに合った個別的な支援を目指す。 ○ 必要に応じて社会資源の開発を行い、個別的・創造的な支援を目指す。
② アウトリーチ	(1) 生活応援事業の開催(年5回) 食品の無料配付・暮らしの相談会を実施する。 (2) 食料支援(随時) フードドライブで収集した食品を生活にお困りの方や関係機関へ提供し、訪問等のきっかけとする (3) 丸っとふくまどへの参加 地域福祉コーディネーターが主催する福祉の総合相談窓口(丸っとふくまど)へ参加する。 (4) その他 市内各種イベントや他担当が主催する事業等と連携し出張相談を行う。	○ ボランティア活動センター担当との協働事業として実施し、食品配付を通じた継続的な相談支援を目指す。 ○ 相談につながっていない方のアウトリーチを実施し、早期的な支援を目指すため、西地区でも1回開催を試行する。 ○ 実施回数や場所、曜日を見直した上で今後の継続に向け再評価する。

③ 国分寺市との連携	(1) 支援調整会議(月1回) アセスメント結果と個別支援計画案をもとに、支援の適切性を総合的に判断し、支援方針を決定する。 (2) 進行管理部会(年2回) 連絡会(年1回) 所管課:生活福祉課 (3) 就労支援地域連絡会(年2回) 所管課:経済課 (4) 子ども・若者支援地域連携ネットワーク会議(年3～4回) 所管課:子ども・若者計画課 (5) 学習支援事業担当者会議(年2回)	○ 個別支援について生活保護制度所管課からの視点を取り入れる。また、個別の課題を地域課題として捉え、解決に向け不足する社会資源について検討する。 ○ 庁内各課との情報共有や事業周知を行い、円滑な事業実施を目指す。 ○ 第三次国分寺市就労支援プランに基づき、市内の就労支援を推進する。
④ ハローワーク立川との連携	(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業の活用 ハローワーク立川の就労支援ナビゲーターと連携し、就労支援を行う。 (2) 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会への参加 (3) 巡回相談 就労支援ナビゲーターと連携し巡回相談を行う(月1回)。	○ より専門性の高い就労支援を行う。 ○ 近隣市の支援状況を把握し、参考となる他市の取り組みを取り入れる。 ○ 巡回相談の場を提供することで相談者のハローワークへの相談の敷居を低くし早期相談につなげる。
⑤ 医療機関との連携	(1) 特別診療券の発行 医療費の捻出が困難な方を対象に、特別診療券を発行する。 【発行先】国分寺病院、多摩済生病院、桜町病院	○ 特診券の利用をきっかけに、公的制度の利用や就労へつなぐ。
⑥ 関係機関とのネットワークづくり	(1) 関係機関への事業説明の実施 (2) ブロック会議への参加(年1回)	○ 関係機関と顔の見える関係を築き、包括的な支援体制の構築につなげる。特に不動産関係との連携を積極的に強化する。 ○ 近隣他市とネットワークを構築し、広域的に連携が図れるようになる。
⑦ 貸付担当との連携	(1) 相談者および借受人の自立に向けて、貸付担当と連携を図り、世帯の生活再建を目指して総合的な支援を行う。また、特例貸付借受人への	○ 償還に関する支援とあわせて生活上の困りごとを伺い必要な支援へつなげることで、世帯の自立の促進を図る。

	フォローアップ支援においても、償還猶予にかかる相談支援や長期滞納者を対象とした訪問調査など連携して実施する。 (2) 担当省会議の開催(隔月1回)	○ 定期的に会議の場を設けて顔の見える関係性づくりや連携しやすい環境づくりに取り組む。
⑧ 市民への啓発	(1) 事業の普及啓発 SNSやリーフレット、広報誌を活用した情報発信を行う。	○ 生活困窮者に対する地域理解を促進する。 ○ やさしい日本語を使うなど分かりやすい情報発信を工夫する。

(4) 受験生チャレンジ支援貸付窓口運営事業

項目	内容	求める効果・変更等
① 「受験生チャレンジ支援貸付事業窓口」の運営	(1) 一定所得以下の世帯である、中学3年生と高校3年生等を対象に、塾費用や受験料の貸付受付業務を行う 【申請締切日】 令和9年1月 29 日(金)	○ 貸付決定目標件数:75 件
② 広報・普及啓発	(1) 本会ホームページや国分寺市報に掲載する他、国分寺市および国分寺市教育委員会をはじめ民生・児童委員や自治会等各関係機関と連携し、本事業への啓発を図る	○ 事業周知による関係機関との連携の強化や新規相談者の獲得、事業の見える化を図る。 ○ 令和7年度に引き続き、市内民間塾への広報を強化する。

【2】権利擁護係

1. 権利擁護担当

(事業の目的)

「認知症になっても障害があっても誰もが地域で安心して暮らし続けられる、支え合い助け合う地域づくり」を目指し、次の事業を実施する。(国分寺市委託事業)

(1) 権利擁護センターこくぶんじの運営

(2) 福祉サービス総合支援事業

(事業の目的)

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する総合的な相談窓口として、福祉サービスの利用に係る相談業務および判断能力の不十分な人の権利擁護に係る相談業務を行うことを目的とする。

項目	内容	求める効果・変更点
① 相談支援事業	(1) 総合相談福祉サービス 福祉サービス全般の相談に来所・訪問・電	○ ふくし法律相談では「終活」「老い支度」等の相談もできること

	話・メール等で職員が対応する。 (2) 専門相談(月1回×3コマ) 高齢者や障害者を対象にした「ふくし法律相談」に弁護士が対応する。 (3) 苦情相談 福祉サービスの利用に関する苦情に対し、職員が一定の調整を図る。 (4) 丸っとふくまどへの参加 地域福祉コーディネーターが主催する福祉の総合相談窓口(丸っとふくまど)へ参加する。	を周知することで市民が気軽に専門職に相談できる機会にする。
② 苦情対応窓口の設置	(1) 国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会の設置 苦情相談に対し職員が一定の調整を図るが終結しない場合や苦情申立があった際に開催し、解決を図る。	○ 苦情対応機関であることを関係機関向けに周知啓発を図る。 ○ 介護保険制度に関する苦情に対して市とより連携強化するため、情報共有する。
③ 顧問弁護士の設置	(1) 顧問弁護士の設置 顧問弁護士:伊達俊二弁護士	○ 権利擁護支援のため適宜法的なアドバイスを受ける。
④ 広報活動	(1) ホームページ上での最新の情報発信、パンフレットや通信等の作成や配架を行う。 (2) 関係機関や団体向けに事業説明の機会を積極的に得る。また希望に応じ講座や研修の講師等を務める。 (3) ニュースレターの発行(年1回)	○ Facebook 等の SNS ツールを積極的に活用する。 ○ 法人内の他課他係と協働することで法人内の相互理解や連携強化を図り、社協としてのネットワークの強みを発揮する。

(3) 成年後見活用あんしん生活創造事業

(事業の目的)

成年後見制度の利用を促進するための体制整備および事業実施することにより、認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的とする。(国分寺市委託事業)

項目	内容	求める効果・変更点
① 中核機関の運営	(1) 広報活動 ・成年後見制度講演会(年1回) ・出張講座への協力(随時) ・パンフレット等の配布 ・事業説明の機会の確保	○ 広報活動には市民後見人後見活動メンバーに積極的に関わってもらうことで地域共生社会の実現を図る。 ○ 講演会と個別相談会を同日開催

	(2) 相談支援事業 成年後見制度の一般的な説明、相談に来所・訪問・電話・メール等で職員が対応する。専門性の高い相談の場合は専門相談等を案内する。 ・専門相談(月1回×3コマ) 「成年後見専門相談」に司法書士または社会福祉士が対応する。 ・個別相談会(年1回) (3) 成年後見制度の利用促進 ・権利擁護支援検討会議(月1回) ・後見人等候補者の受任調整 ・市民後見人候補者推薦会議(随時) (4) 後見人の支援 ・親族後見人懇談会(年1回) ・法人後見実施団体との懇談会 ・チーム支援やモニタリングの実施 ・市民後見人受任者懇談会	することで集客の相乗効果を図る。 ○ 個別相談会は成年後見制度のみならず、「老い支度」や「終活」などの総合相談に拡充し、幅広い相談に応じられるよう多職種の専門家に参加を募る。 ○ 関係機関に権利擁護支援検討会議の周知を図り、権利擁護支援が必要なケースの早期発見・早期対応を目指す。 ○ 親族後見人懇談会は近隣社協と共催することで参加者の確保と有意義な情報交換に努める。
② 市民後見人の育成	(1) 第5期 市民後見人養成講座(全7回) (2) 市民後見人フォローアップ講座(年2回) (3) 研修の機会の提供 (4) 生活支援員の登録	○ 市民後見人養成講座は受講者同士のコミュニケーションを図ることを目的に受講時間を増やす。また、後見人として必要なスキルの習得のため、各講義の中で意思決定支援を意識した内容へ変更する。 ○ モチベーションの維持と受任可能メンバーの増員を図る。 ○ フォローアップ講座の内容を体系化し、必要な研修を漏れなく受講できるよう工夫する。
③ 法人後見業務	(1) 身上保護 (2) 財産管理 (3) 業務状況を運営委員会へ報告し助言を得る (4) 実務マニュアルの改定	○ 現行のケースを通じ、法人後見協力員の登用や市民後見人への移行を検討し、本会が担うべき案件を引き続き模索する。
④ 法人後見監督業務	(1) 監督業務 ・案件ごとに年1回の指定月に監督人として家庭裁判所に定期報告・報酬	○ 法人後見監督人の役割や支援内容を精査する。 ○ 必要に応じて専門職や家庭裁

	付与申立を行う。 ・市民後見人より案件ごとに3か月に1回業務報告を受け、身上保護や財産管理状況を監督する。 (2) 支援活動 緊急用電話(夜間・休日対応)の所持、貸金庫の利用、損害保険料の助成などを通し、市民後見人の活動を支援する。 (3) 実務マニュアルの改定	判所に相談する。
⑤ 運営委員会の設置・運営	(1) 運営委員会の開催(年2回) 権利擁護センターの事業、運営方針、取組状況等について助言・指導を受ける。	○ 令和8年度より新たに委員を委嘱(任期2年)。
⑥ 権利擁護地域連携ネットワーク会議の設置・運営	(1) 権利擁護地域連携ネットワーク会議の開催(年2回) (2) ワーキンググループの設置	○ 令和8年度より新たに委員を委嘱(任期2年)。 ○ 事務局は権利擁護センターおよび所管課が務める。 ○ 権利擁護支援検討会議を活用しワーキンググループを展開する。
⑦ 地域連携ネットワークの活用	(1) 権利擁護関係機関連絡会(年2回)	○ 関係機関の相互理解およびネットワークの構築を目的に開催する。
⑧ つながる懇談会への参加	(1) 地域住民や関係機関等が集まるつながる懇談会へ参加する。	○ 地域づくりに向けたネットワークをつくり、地域課題の把握や連携強化を図る。

(4) 緊急一時事務管理事業

(事業の目的)

緊急に保護が必要になった判断能力の低下した高齢者や知的障害者、精神障害者のうち、金銭管理等が特に必要な方に対して民法に規定する事務管理を緊急かつ一時的に実施する。(国分寺市委託事業)

項目	内容	求める効果・変更点
① 緊急一時事務管理	(1) 高齢者緊急一時事務管理 (2) 知的障害者等緊急一時事務管理	

(5) 地域福祉権利擁護事業

(事業の目的)

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で、1人で福祉サービスの利用や金銭管理が困難な方が地域で安心・安定した生活を送れるよう、本会との契約により福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う。(東京都社会福祉協議会委託事業)

項目	内容	求める効果・変更点
① 安定した事業実施	(1) 内部ケース会議の開催(月1回) (2) 関係機関との連携強化 (3) 他地区との連携	○ 人件費の増加に伴い、利用料の改定を検討する。 ○ 東京都社会福祉協議会や北多摩西部ブロック社協の権利擁護担当部署と連携を図る。
② 担い手(生活支援員)の育成	(1) 支援員マニュアルの改定 (2) 事故防止と再発予防 (3) 懇談会・研修会の開催	○ 定期的な公募を行い、人材の確保に努める。
③ 広報活動(再掲)	(1) ホームページ上での最新の情報発信、パンフレットや通信等の作成や配架を行う。 (2) 関係機関や団体向けに事業説明の機会を積極的に得る。また希望に応じ講座や研修の講師等を務める。	○ 法人内の他課他係と協働することで法人内の相互理解や連携強化を図り、社協としてのネットワークの強みを発揮する。

(6) その他

項目	内容	求める効果・変更点
① 職員の資質向上・連携強化	(1) 研修や会議に積極的に参加する。	
② 新たな権利擁護支援	(1) 地域課題を集約し分析する。 (2) 都内および近隣他地区の動向について情報収集する。	○ 既存事業では対応できない新たな地域課題に対する支援体制等の検討を図る。

(主な日程)

会議名	日程等
成年後見専門相談 相談員：司法書士(偶数月) 社会福祉士(奇数月)	4月9日、5月14日、6月11日、7月9日、8月13日、 9月10日、10月8日、11月12日、12月10日、 令和9年1月14日、2月18日、3月11日 ※原則第2木曜日 午後1時30分～4時30分
ふくし法律相談 相談員：弁護士	4月23日、5月28日、6月25日、7月23日、 8月27日、9月17日、10月22日、11月26日、12 月24日、令和9年1月28日、2月25日、3月25日 ※原則第4木曜日 午後1時30分～4時30分
権利擁護センターこくぶんじ運営委員会	4月23日(木)、10月15日(木)
権利擁護地域連携ネットワーク会議(協議会)	7月16日(木)、令和9年1月28日(木)
成年後見制度講演会	11月28日(土)に同日開催
個別相談会	
権利擁護支援検討会議	毎月第3水曜日 午後1時30分～4時30分
市民後見人養成講座	9月25日、10月16日、11月27日、12月25日、 令和9年1月29日、2月26日、3月19日 ※説明会：7月31日 ※原則金曜日の午後
市民後見人フォローアップ講座	6月6日(土)、10月16日(金)
権利擁護関係機関連絡会	5月22日(金)、令和9年2月5日(金)
親族後見人懇談会	12月5日(土)
登録型生活支援員懇談会	5月16日(土)、10月16日(金)

Ⅲ. 法人全体事業

本会が取り組む地域課題に対し、担当部署の専門性や強みを活かし、総合的かつ戦略的な対応による課題の解決を目的とし、組織全体で取り組む。また、課題別の職員プロジェクトを設置する。

(1) ここねっとの推進

「ここねっと」とは、平成 19 年度に多くの市民の皆さんのご参画により策定した「第2期 地域福祉活動計画 ここねっとプラン」で提唱された小地域福祉活動への取り組みを基盤とする活動の呼称。「こくぶんじ コミュニティ ネットワーク」の頭文字をとり、「ここねっと」と称した。

項目	内容	求める効果・変更等
① ここねっとの啓発・推進	(1) ここねっとの啓発・推進 ・住民が主体となり、様々な活動形態や地域の特性に応じた福祉コミュニティづくりの創出。 ・住民同士がお互いに顔の見える関係が作れる場(住民懇談会など)および活動(小地域福祉活動)の推進。 (2) 「つながる懇談会」の開催 (3) 地区担当制の導入 東西2地区に分け、職員(正規・嘱託)を配置する。 (地区担当業務) ・「つながる懇談会」の開催 ・地域のイベントへの参加 他	○ この活動を通じて、地域の課題や問題を共有し、協議を進める中で住民同士がお互いに支え合い、助け合いながら困りごとなどの解決を図っていくことを目指す。 ○ 「つながる懇談会」では、第5期地域福祉活動計画の推進状況の確認や評価を行う。

(2) 職員プロジェクト

課題別に職員プロジェクトチームを構成し、それぞれの課題解決に取り組む。

項目	内容	求める効果・変更点
① 広報・ふくすけプロジェクト	(1) マスコットキャラクター「ふくすけ」 ・ふくすけの活用促進 ・ふくすけのグッズ作成、販売 (2) SNS 活用ガイドライン作成	○ 「ふくすけ」を様々な媒体で活用し、本会の認知度の向上を図る。
② 災害プロジェクト	(1) 関係団体との連携 ・「国分寺市防災会議」「防災担当者会議」への参加 ・「国分寺市総合防災訓練」への参加 ・国分寺青年会議所との連携(合同研修 年1回開催) ・東京都社会福祉協議会との連携	○ 日常的に関係団体との関係を強化し、災害時においても連携が図れる仕組みづくりを目指す。

	(2) 協定書の締結 ・「災害時のボランティア派遣に関する協定」(国分寺市) ・「災害時における協力に関する協定」(国分寺青年会議所) ・「災害時相互支援協定」(東京都社会福祉協議会) ・「北多摩西部ブロックにおける災害ボランティアセンターの相互協力に関する協定」(北多摩西部ブロック社協)	○「災害時のボランティア派遣に関する協定」(国分寺市)は、見直しを検討する。
③ 地域福祉活動計画推進・評価プロジェクト	(1) 地域福祉活動計画の推進 (2) 地域福祉活動計画の評価評価委員会の設置(年1~2回)	○「つながる懇談会」などを活用し、活動計画の周知や幅広い世代の意見をもらう場を作る。
④ ふくしのつどいプロジェクト	(1) 「第13回 社協ふくしのつどい」の開催 ・日程:6月7日(日) ・場所:リオンホール ・内容:第1部 式典 第2部 講演&ミニコンサート 講師:木山裕策氏	○国分寺の福祉推進に貢献のあった個人や団体を表彰し、感謝の意を表すとともに、活動内容を紹介することにより、地域福祉活動の普及啓発を図る。
⑤ 地区担当プロジェクト	(1) つながる懇談会の開催 地域のさまざまな人たちが情報交換や交流などを通してつながり、地域のことを考え、より良い地域を目指す。 (2) 地域イベントへの参加	○東西2地区に職員(正規・嘱託)を配置する。

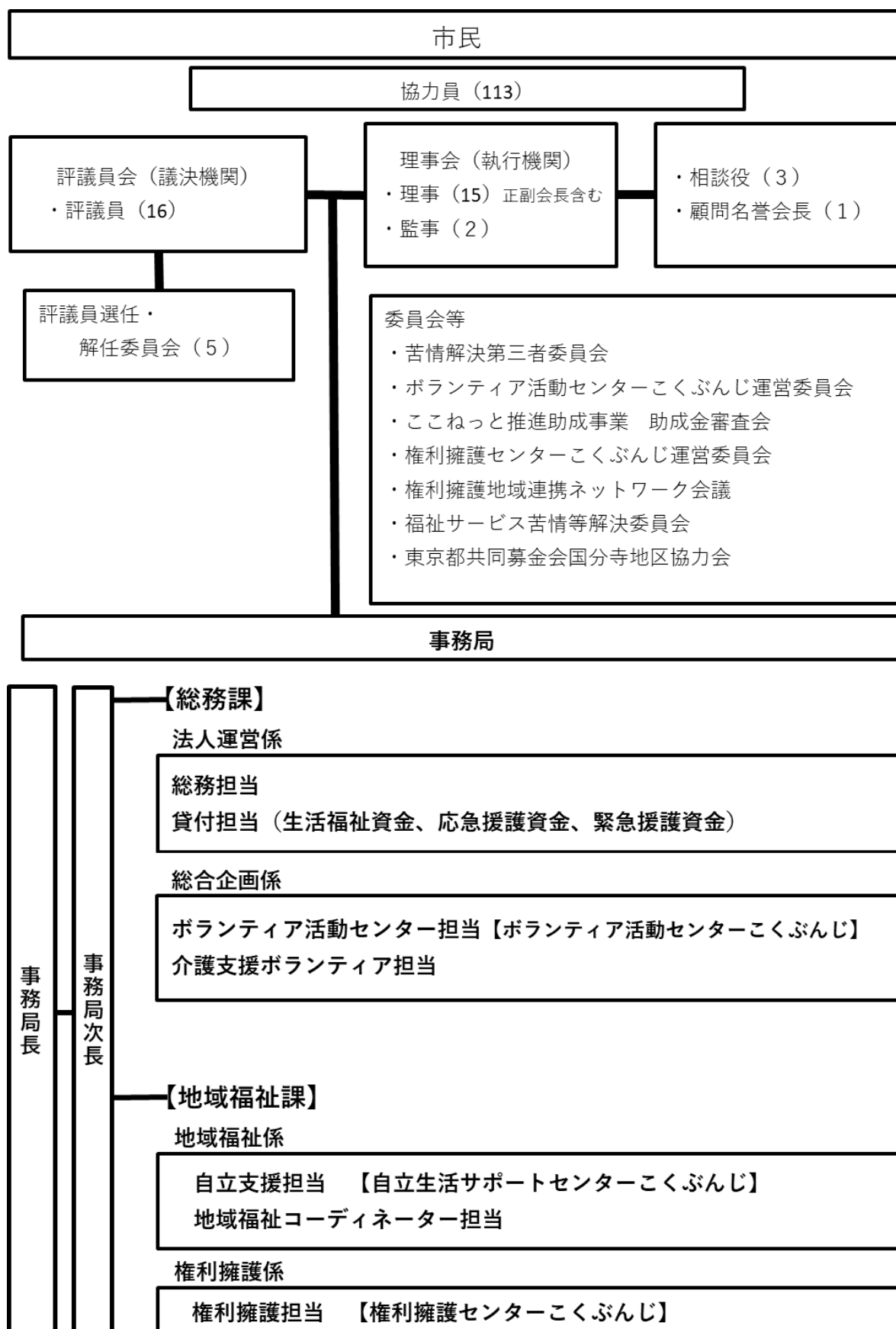
(3) ボランティアステーション

住民や地域の商店、事業所等の皆さんに参加いただき、地域貢献・社会貢献の一環として取り組むことで、地域福祉の推進・コミュニティの強化を図る。

項目	内容	求める効果・変更等
① 「ボランティアステーション」の設置	(1) ボランティアステーションの設置 ・車いすステーション設置(貸出期間:最長2週間 料金:無料) ・ふれあい募金箱設置 ・社会貢献型自動販売機設置 ・社会福祉だより「ふくし」配架 ・イベントのポスター、チラシ等掲示 ・その他(空きスペースの貸出など)	○ SNS 等を通じて活動を紹介することで、ボランティアステーションの設置拡大を図る。

■ 資料

➤ 令和8年度 国分寺市社会福祉協議会 組織図(令和8年4月1日現在)



➤ 令和8年度 国分寺市社会福祉協議会 主要会議日程

会議名	日程
評議員会(年2回)	6月26日(金) 令和9年3月26日(金)
理事会(年4回)	6月9日(火) 9月8日(火) 12月8日(火) 令和9年3月9日(火)

➤ 問合せ先一覧

部署名			連絡先	所在地	開所日・開所時間
総務課	法人運営係	総務担当	(042) 324-8311	国分寺市戸倉4-14 国分寺市立福祉センター内	月～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
		貸付担当			
	総合企画係	ボランティア活動 センター担当 (ボランティア活動センターこくぶんじ)	(042) 300-6363	国分寺市東元町3-17-2	月～土曜日(日・祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
		介護支援 ボランティア担当			
地域福祉課	地域福祉係	地域福祉 コーディネーター担当	(042) 324-9232	国分寺市泉町2-3-8 いずみプラザ内	月～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時
		自立支援担当 (自立生活サポートセンターこくぶんじ)	(042) 324-8401		
	権利擁護係	権利擁護担当 (権利擁護センターこくぶんじ)	(042) 312-0753		

➤ 情報発信一覧

(法人共通)	アドレス アカウント名
ホームページ	https://www.ko-shakyo.or.jp/
Facebook	https://www.facebook.com/kokubunjishakyo/
Instagram	kokubunji_shakyo

(ボランティア活動センター)	アドレス アカウント名
ホームページ	https://www.ko-shakyo.or.jp/vc/
ボラセン Blog	https://blog.canpan.info/kokubunjivc/
X(旧Twitter)	@kokubunji_vc
VC こくぶんじ YouTube チャンネル	https://bit.ly/3dlmh8L
メールマガジン(隔週水曜発行)	https://www.ko-shakyo.or.jp/vc/mmag/

令和8年度 事業計画書

令和8年3月

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

〒185-0003 東京都国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

TEL 042-324-8311 FAX 042-324-8722



<https://www.ko-shakyo.or.jp/>